浦野家通信





9月

☆今月の一斤☆

〒550-0013 大阪市西区新町1-2-9 日宝四ツ橋新町ビル5F Tel:06-6536-7560 浦野会計事務所 第48号

発行人:所員一同

35度を超える日が続いていますが皆様いかがお過ごしでしょうか?

寝る際もエアコンを利用し、就寝時の熱中症 には十分注意しましょう。

A

感染予防対策を継続させていただきます。



申し訳ございませんが、引き続き訪問を控えさせて頂こうと検討し ております。

来所もなるべく控えていただき、可能な場合は郵送やメール、お電 話でのご対応をお願いしております。

対面でのご対応が必要な場合はマスク着用のままご対応となります がご容赦ください。

感染拡大の第2波が終息するよう対策していきますのでご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

浦野会計事務所ではチャットワークを導入しており、現在の連絡手段「メール」から「チャットワーク」への移行を推奨しております。

チャット形式なので過去のやり取りが見やすく、Zoomにも対応しており、今後の非対面の打合 せが増えた際にも役立つと考えております。

個別にもご提案させていただきますが、すぐに導入してみたいという方は一度ご連絡ください。

ご検討よろしくお願いいたします。

成り松の食パン

本日は、食パン専門店の成り松をご紹介します。 ここの食パンは、北海道生クリームやパター・小麦粉等、 厳選された素材のみを使用されています。 卵は使用されていないので、卵アレルギーの方も安心です。 さらに、イーストフード・着色料・保存料・安定剤は 使用されていないので、小さなお子さんも安心して食べられます。 お値段は、1.5斤で600円と少しお高めですが、パンの耳までフワフワ、も ちもちでほんのり甘くてとても美味しいので、600円以上の価値はあります。 店舗は、浦野会計事務所の近くに新町店がありますが、靭公園店、阪神百 貨店梅田店にもあります。

是非、一度、ご賞味ください。

今月の一冊

リング



日本のホラーといえば「リング」といっても過言ではないくらい有名 で、映画化もされているので小説は見たことなくても映画は見たこと がある方は多いと思います。

しかし今回は「リング」をお勧めするのではなく、暑い夏にぴったりなヒヤッとするホラー小説をお勧めしたいと思います。

ホラー小説はテレビや映画のように映像やサウンドがないので、いきなりびっくりすることなく体の底から冷えていきます。。。

そして、場面を想像する際にはひとそれぞれ違った風に解釈できると いう面白さがあります。

そのため、誰かと語り合ってみる(リモート)のもおすすめです!

新型コロナウイルス感染症による税制の特例について

新型コロナウイルス感染症による影響に係る税制上の特例についていくつか紹介さ せていただきます。

① 欠損金の繰戻し還付制度の適用可能法人の範囲の拡大 これまで、中小企業者(資本金の額が1億円以下の法人など)が利用可 能だった「青色欠損金の繰戻し還付制度」について資本金の額が1億円 超10億円以下の法人も利用可能となりました。(※1)

「青色欠損金の繰戻し還付制度」とは、青色申告書を提出する法人に、確定申告書を提出する事業年度に生じた欠損金の金額ある場合には、その事業年度開始の日前1年以内に開始した事業年度に欠損金額を繰戻して法人税の還付を受けられる制度です。この特例は、令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度について適用されます。(※)ただし、大規模法人(資本金10億円を超える法人など)100%子会社および100%グループ内の複数の大規模法人の発行済株式の全部を保有されている法人は除かれます。

② 中小企業経営強化税制の対象資産の追加拡充

中小企業経営強化税制の適用対象資産に、従前の「生産性向上設備」及び「収益力強化設備」に加え「テレワーク等のための設備(デジタル化 設備)」も適用対象資産となりました。

中小企業経営強化税制とは、青色申告書を提出する中小企業者等が、指定期間内に経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に基づき取得等をした一定規模の設備について指定事業の用に供した場合、即時償却又は設備投資額の7%(資本金額が3,000万円以下の法人などについては10%の税額控除をすることができる制度です。

新たに追加されたデジタル化設備とは、遠隔操作化、可視化、自動制 御化のいずれかに該当する投資計画を達成するために必要不可欠な設 備をいいます。

③ 消費貸借契約書に係る印紙税の非課税措置

以下の要件を満たす消費貸借契約書で令和3年1月31日までに作成されるものについて印紙税が非課税となります。

- イ) 金銭の貸付を受ける事業者が新型コロナウイルス感染症、その蔓延 防止のための措置により経営に影響を受けたものであること
- 金銭の貸付を行う事業者が公的貸付機関又は金融機関であること
- ・新型コロナウイルス感染症、その蔓延防止のための措置によりその経 営に影響を受けたことを条件として行う金銭の貸付であること
- 他の金銭の貸付の条件に比し特別に有利な条件で行う金銭の貸付であること

感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金

【対象者】

次の全ての要件を満たす事業者

- 1.要請の対象区域(大阪市中央区の長堀通、千日前通、御堂筋、堺筋に囲まれた区域) 内に施設(事業所)を有すること。
- 2.要請を受けた対象施設を運営しており、8月6日から20日までの全ての期間、当該 施設が該当する要請内容(休業・営業時間短縮(5時~20時))を遵守していること
- 3.要請の対象施設において、「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン(業種 別ガイドライン)」を遵守し、大阪府「感染防止宣言ステッカー」を導入(登録・掲示) していること。
- 4.要請の対象施設において、営業に関して必要な許認可等を取得していること。(飲食店営業許可は必須。)

【支給金額】

1事業所あたり最大30万円(1日あたり2万円×15日間)

※ステッカーの導入が8月6日以降となった場合も導入後の日数分に応じた額を支給しますが、その場合においても、8月6日から20日までの全期間、要請に応じて休業または営業時間短縮を行うことが必要です。

下記給付金も継続して申請受付中です。

持続化給付金

「対象者」 2020年1月~12月の間でいずれか1ヶ月の売上が前年同月比50%減(算定方法の 特例あり)

「支給額」 法人200万円上限 個人事業者100万円上限 「申請期間」 令和2年5月1日~令和3年1月15日まで

家賃支援給付金

「対象者」 ①5月~12月の間でいずれか1ヶ月の売上高が前年同月比50%減

②5月~12月の間で連続する3ヶ月の売上高が前年同期比30%減

「支給額」 法人600万円上限 個人事業者300万円上限 「申請期間」 令和2年7月14日~令和3年1月15日まで

記載できていない支援策もまだあります。 当てはまる支援策を最大限活用し乗り切りましょう。

※制度の大まかな概要などはご連絡いただければご説明させていただきます。 詳しい内容や条件、申請期間は各都道府県、省庁の公式HPをご参考ください。